⑵　失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているクボハゼ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、サンショウクイ、メダカ、シロウオ等が確認されている。オオタカ、ハヤブサ及びサシバについては、営巣が確認されておらず、同様の生息環境が周辺に広く残されることなどから、影響は小さいとされている。クボハゼ、サンショウクイ、メダカ及びシロウオについては、同様の生息環境が周辺に広く残されることなどから、影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているアカウキクサ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズマツバ、キンラン等が確認されているが、生育地が計画路線から離れていることなどから、影響は小さいとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、愛媛県教育委員会より工事施工による当該埋蔵文化財への影響はないとする旨の回答がなされている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第３級の規格に基づく２車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案のほか、申請案より西側のルート案及び現道拡幅案の３案について検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、申請案は取得必要面積は中位であるものの、支障物件が最も少ないこと、工事施工期間が最も短いこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は、慢性的な交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、愛媛県知事及び宇和島市長を会長とする愛媛県四国縦貫・横断自動車道建設促進協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　愛媛県宇和島市役所

海上保安庁長官　北村　隆志

○国土交通省告示第五十三号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第九百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十五年一月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

三に次のように加える。

ホ　福岡県福岡市博多区比恵町七番十二号

○国土交通省告示第五十四号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年一月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

本則の表利率欄中「一・〇パーセント」を「〇・九パーセント」に改める。

附則第三項の表二の項、三のロの項及び四の項利率欄中「一・三パーセント」を「一・二パーセント」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、独立行政法人都市再生機構がこの告示の施行の日以降に締結する独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第第二十二条第一項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○海上保安庁告示第十三号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十五年一月十一日

海上保安庁長官　北村　隆志

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都江東区青海二丁目五番十八号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三五度五分三〇秒、北緯三五度六分三〇秒、東経一三九度三三分、東経一三九度三六分の各経緯度線で囲まれる海域

(ロ)　北緯三四度三五分三〇秒、北緯三四度四三分三〇秒、東経一四〇度一六分三〇秒、東経一四〇度一三分の各経緯度線で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十五年二月八日から平成二十五年二月十一日まで

三　水路測量の実施方法　ＧＰＳによる測位、マルチビーム音響測深機による測深

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　第三管区水路通報第三号（平成二十五年一月二十五日発行）

○東京都公安委員会告示第十一号

次の盗品売買等防止団体について、平成二十四年十二月四日付けで住所及び回答業務を実施する事務所の所在地の変更の届出があったので、古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十四号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年一月十一日

東京都公安委員会委員長　仁田　陟

一　盗品売買等防止団体

日本二輪車オークション協会

二　変更年月日

平成二十四年十二月十六日

三　変更に係る事項

(一)　住所

変更前　東京都港区赤坂二丁目十九番五号内田ビル二階

変更後　東京都港区浜松町二丁目十二番十二号浜松町ＮＩビル二階

(二)　回答業務を実施する事務所の所在地

変更前　東京都港区赤坂二丁目十九番五号内田ビル二階

変更後　東京都港区浜松町二丁目十二番十二号浜松町ＮＩビル二階